平成２３年（フ）第８４６号
川崎市多摩区菅馬場２丁目12番32号　ファミールテラオ102
債務者　大澤　光広
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２号
川崎市多摩区登戸500番地２　伊藤荘203
債務者　中里　好市
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第８号
川崎市川崎区池上新町１丁目６番５号　メゾンパル106
債務者　小島　紀子（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１号
大分県竹田市大字三宅1739番地
債務者　山口沙惠子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時
大分地方裁判所竹田支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２３年（フ）第６１８号
静岡県磐田市富士見台８番地７　ＫＮハイツⅠ―202、前住所静岡県浜松市南区安松町61番地の11　レオパレストワ101
破産者　神谷　秀樹
1　主文　当裁判所が平成24年１月11日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中、破産者の住所につき「静岡県浜松市南区安松町61番地の11　レオパレストワ101、前住所静岡県磐田市平間1274番地161」とあるを「静岡県磐田市富士見台８番地７　ＫＮハイツⅠ―202、前住所静岡県浜松市南区安松町61番地の11　レオパレストワ101」と更正する。
2　決定年月日　平成24年１月27日
静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第３３号
和歌山県新宮市仲之町１丁目１番地の３
破産者　橋本　眞侍
1　破産債権の届出期間　平成24年２月24日まで
2　一般調査期日　平成24年４月９日午後１時30分
平成24年１月31日
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２３年（フ）第５５号
和歌山県田辺市上屋敷２丁目10番７号
破産者　酒井　多代
1　破産債権の届出期間　平成24年２月28日まで
2　一般調査期日　平成24年３月５日午前10時10分
平成24年１月31日
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第３４２号
山形市大字中野3543番地の２
破産者　櫻井　宏一
1　破産債権の届出期間　平成24年２月29日まで
2　一般調査期日　平成24年３月22日午前11時30分
平成24年１月31日　山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６４１号
北九州市八幡西区小嶺２丁目８番23号
破産者　山下　大介
1　破産債権の届出期間　平成24年２月29日まで
2　一般調査期日　平成24年５月９日午前10時
平成24年１月30日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１１４１号
埼玉県川口市青木２丁目13番23―1008号
破産者　瀬川　照子
1　破産債権の届出期間　平成24年３月16日まで
2　一般調査期日　平成24年５月28日午前10時
平成24年１月30日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３２１号
神戸市西区二ツ屋２丁目10番５号、旧住所神戸市西区玉津町小山561番地の65
破産者　岡脇　明美
1　破産債権の届出期間　平成24年３月16日まで
2　一般調査期日　平成24年４月17日午前10時20分
平成24年１月31日
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１２５号
佐賀県伊万里市山代町久原1636番地の24
破産者　勝野　豊
1　破産債権の届出期間　平成24年３月30日まで
2　一般調査期日　平成24年５月16日午前10時30分
平成24年１月25日　佐賀地方裁判所武雄支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第３１号
宮崎市下北方町俣萩692番地１
破産者　株式会社本田工業
異議申述期間　平成24年３月29日まで
平成24年１月31日　宮崎地方裁判所破産係

復権決定

平成２１年（フ）第６９７７号
埼玉県草加市栄町２丁目１―32―709
破産者　渡邉ファティマ渚
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　破産者は復権する。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第１０号
群馬県前橋市西片貝町１丁目288番地５
清算株式会社　株式会社ＳＲＭ
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
前橋地方裁判所民事部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第２０６８号
東京都中央区京橋１丁目14番５号土屋ビル３階
清算株式会社　株式会社新進
代表清算人　金倉　謙次
1　決定年月日　平成24年１月30日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　略称
本協定においては、次のとおり用語を略称する。

	（略称）
①　株式会社新進	清算株式会社
②　別表「弁済予定表」	別表
③　別表「債権者名」欄記載の各債権者	債権者
④　別表「債権者名」欄記載の各債権者のうち、金倉謙次、金倉るり子、有限会社日和堂を除く各債権者	金融債権者
⑤　平成23年10月31日（特別清算手続開始決定日）	基準日

２　端数の処理
権利の変更の結果生ずる１円未満の端数は四捨五入する。
３　弁済の場所
本協定における弁済は、金融債権者の指定する銀行口座宛振り込む方法により実施する。
但し、振込手数料は金融債権者の負担とする。
４　債権の合算・債権者の変更
本協定による権利の変更・弁済額の算定にあたっては、債権の種類、発生日、発生原因等の如何にかかわらず、債権者毎に全ての債権を合算してひとつの債権とみなし、弁済額を決定する。
なお、基準日以降に債権の譲渡等により債権者に変更があっても、当該変更前の債権者の債権を基準として弁済額を算定する。